

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」  
充電設備等の申請に関するご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、充電インフラ整備事業にご協力をいただきありがとうございます。

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」の補助対象経費として広く充電器、課金装置および給電器の募集を行って参ります。

対象となる設備、申請方法ならびに留意頂きたい点等につきまして以下の通りご案内致します。

**1. 応募可能な設備と申請方法**

応募する設備は、以下の3つとなります。

- (1) 充電設備：急速充電器、普通充電器、充電用コンセント（コンセントスタンドを含む）  
＞様式細11を用いて申請ください。
- (2) 課金装置：コイン式、カード式等の課金装置。 既存の充電器に取り付けるもの。  
＞様式細13を用いて申請ください。
- (3) 給電器：EVやPHVから電力を取り出す単独の装置。  
＞様式細15を用いて申請ください。

申請書は押印前のものを事前確認用にセンターへメールでご提出ください。押印いただいた本申請書は郵送にてご提出ください。 提出先は最終頁を参照ください。

なお、押印は当該充電設備を製造・販売する部門の代表者・責任者の方の印とします。

**2. 申請受付と審査日程**

申請をいただいた後、当センター審査会に参集願ひ申請内容をヒアリング致します。

申請は随時受け付けております。 なお、3月の初回審査会は、3月10日となりますので、この審査会への申請は6日12：00で閉め切らせていただきます。

**3. 申請に関する留意事項**

**(1) 充電設備**

**①事業との関係**

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」で補助対象経費として認める充電設備と事業との関係は、以下の通りです。

表1：適用表 ○は補助対象経費、×は補助対象経費外、

	急速充電器	普通充電器*1	コンセント	コンセント盤	コンセントスタンド
第1の事業	○	○	機械式	×	×
第2の事業	○	○	機械式	×	×
第3の事業	○	○	○	○	○
第4の事業	○	○	×	○	○

\*1：Mode3式の普通充電器 CPLT機能の切り替えができないものは、第3および第4の事業にのみ適用。

## ②充電設備の要件について

- i) 普通充電器が具備すべき要件は、「漏電遮断器」または「漏電遮断機能」および「CPLT機能」（切り替え可能なもの）であり、一基あたりの定格出力が10kw未満のもので充電コネクタケーブルその他の装備一式を備えた装備を言います  
第3の事業・第4の事業にのみ適用させる場合には、コントロールパイロット機能の使用・非使用の切り替え可能とすることを条件としません。

急速充電器は、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置、およびEVおよびPHVに搭載された電池への充電を制御する機能を共に備え、一基あたりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた装備を言います。

- ii) 「高機能」の定義は、A) 「主に電気自動車・プラグインハイブリッド車への充電」を目的とする蓄電池付き充電器を備えた機能、B) 契約電力に応じた充電電流制御機能等により充電設備の運用に係る費用の低減に資する機能、C) 課金機能、およびV2H機能を備えた機能をいい、急速充電器、普通充電器に適用します。
- iii) 「コンセントスタンド」とは、センターが認める充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型またはスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」に適合するものです。

## ③申請上の留意点

- i) 普通充電器（モード3仕様）は、市販されている電気自動車、プラグインハイブリット車との充電時の互換性および安全性の確認が「第三者」により担保されていることが申請の条件となります。現時点では「第三者」はJARIとなります。よって、申請をされるメーカーは、JARIにおける、「互換性」「安全性」の確認が終了したことを証する申請書類に添付ください。
- ii) 急速充電器は、市販されている電気自動車、プラグインハイブリット自動車との充電時の互換性および安全性の確認が「チャデモ規格」の取得により担保されていることが申請の条件となります。よって、申請をされるメーカーは、チャデモ規格に適合したことを証する申請書類に添付ください。

## ④充電設備の補助率ごとの補助金の上限額について

以下の通りとなります。

### 一 高機能急速充電設備

第1の事業	400万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	300万円

### 二 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備

第1の事業	233万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	175万円

### 三 定格出力が30キロワット以上かつ50キロワット未満の急速充電設備

第1の事業	166万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	125万円

四	定格出力が10キロワット以上かつ30キロワット未満の急速充電設備	
	第1の事業	133万円
	第2の事業、第3の事業、第4の事業	100万円
五	高機能普通充電設備	
	第1の事業	300万円
	第2の事業、第3の事業、第4の事業	225万円
六	普通充電設備	
	第1の事業	120万円
	第2の事業、第3の事業、第4の事業	90万円

なお、コンセントスタンドは、一基あたり15万円以内でセンターが定める額になり、第3の事業と第4の事業で補助対象経費となります。

## (2) 課金装置

### ①課金措置の要件について

取り付ける充電器に制約はありませんが、①設置後の充電器の性能が当初の性能を維持できること、②設置後においても充電器メーカーの充電器の保証内容に変更のないことが申請要件となります。

### ②申請上の留意点

充電器との接続、及び本体設置の各工事について、その内容と工事の標準時間を審査会において確認しますので、必ず審査前に工事の事前検証等準備を行ってください。

### ③充電設備の補助率ごとの補助金の上限額について

一基あたり50万円以内で、センターが定める金額。

## (3) 給電器

### ①給電器の要件について

給電器を使用することで、EV・PHVの電池性能に影響のないことが申請要件となります。給電器が汎用性を備える必要はありません。

### ②給電器の補助率ごとの補助金の上限額について

一器あたり50万円以内で、センターが定める金額。

連絡先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部  
 平成26年度補正課 充電設備等審査担当 部長 蓑和、担当 永野  
 電話：03-5501-4415（お問い合わせ時間：9：00～17：00）

以上

充電設備等の補助対象経費承認申請書

平成27年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 杉浦 精一 殿

住 所  
名 称  
代表者 社印・代表者印

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」補助対象経費として下記充電設備を申請致します。

なお、当「充電設備」の申請は、 1 既承認設備の性能・仕様等の変更 2 新規 です。(該当申請に○)

記

1. 申請する機種

型式(機種)コード: 定格出力: (kW):名称(ある場合):

(1)申請区分(該当区分に○)

区分		区分	
急速	10~30kW未満	普通	普通
	30~50kW未満		高機能
	50kW以上	コンセント	コンセントスタンド (JWDS0035 適合)
	高機能		充電用コンセント (JWDS0033 適合)

(2)高機能区分(該当欄に○)

課金	運用費の低減に資する機能	V2H	蓄電池
認証課金	デマンド制御等	V2H 機能	蓄電池付き( kW)
現金課金			

(3)高機能に関する仕様詳細

(例)認証課金 対応するインフラ会社等 : 3社 ○○○社 ×××社 □□□社

[ ]

2. 申請する充電設備の仕様詳細 (該当項目に○、空欄には数字を記入)

入力電圧・電流 :三相/単相 AC100/200 V ( )A  
出力電圧・電流 :三相/単相 AC/DC( )V ( )A  
設計耐用年数 : ( )年 防水規格:( )  
メーカー保証年数 : ( )年 保証書の発行: 有 / 無  
生産拠点/物流拠点 :生産( )/物流(主たる拠点数 )  
メンテナンス時期 :設置後 年目 / 設定なし  
設置方法 :自立式 / 壁掛け式 / その他( )  
その他設置に関する内容についての特記事項 (例:設置治具仕様等)

[ ]

\*設置用金具が本体価格に含まれる場合:5項“本体価格に含まれる主要部品及び装備品・機能等”欄に記入。

\*含まれない場合:8項“オプションについて”欄に製品仕様を記入。

3. 充電設備の販売について（消費税を除く）

本体価格 円  
 補助対象となる価格 円（ を除く）  
 メンテナンスコスト 円（発生時期 ）

※2-(2)において認証課金で高機能の場合、下記を申告。

(1)本体価格に認証システム接続料の有無 含む / 含まない

(2)認証システムについて設置者の負担金額と発生する時期、告知の有無

設置者負担金額（¥ /年または月） 発生時期（設置後 年目から） 告知：有 / 無

4. 充電設備の要件適合確認

（装備・仕様に○および数値を記入）

CPLT機能（切替 有・無：有の場合、その仕様： ）注 無の場合の告知方法：	
充電コネクタ（メーカー： 仕様： ）	
充電ケーブル（長さ： m）	漏電遮断器 or 漏電遮断機能 （該当項目に○）

注：CPLT機能切り替えなしの場合、補助対象経費と認められる事業は第3、第4の事業のみ。

メーカーは当該充電器に対応する電気自動車等が制限されることを、充電器利用者に分かり易く充電設備に表示する等の方法で必ず告知する事。

5. 互換性、安全性に関する第三者の確認結果（ただし、コンセントスタンド、V2H機能付き充電設備は記入不要）

※第三者の確認の取得年月日と取得した確認基準を以下に記載。

(1) 第三者名： (2) 取得日：平成 年 月 日

(3) 取得確認基準名：

6. 発売予定日及び本年度販売見込み台数

(1) 販売もしくは受注開始予定日：平成 年 月 日 予定

(2) 販売計画台数： 台/月

7. 販売関連書類の準備状況

（完了項目に○、申請迄に完了していない場合は、完了予定時期を記入）

機器仕様書	機器カタログ・パンフレット	取扱説明書
設置要領書 （保守スペース・基礎寸法等）	納品書・銘版サンプル資料 （製造番号・型式表記方法等）	

注：CPLT機能切り替えなしの場合、上記販売関連資料を用いて、当該充電器に対応する電気自動車等が制限されることを、充電器購入者に分かり易く、必ず告知する事。

その他資料

[ ]

8. オプション（補助対象外部分）

[ ]

以上

課金装置の補助対象経費承認申請書

平成27年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 杉浦 精一 殿

住 所  
名 称  
代表者

社印・代表者印

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」補助対象経費として下記課金装置を申請致します。

記

1. 申請する装置(必要に応じ、該当項目に○、空欄には説明文・数字等を記入)

型式および名称(ある場合):

装置の稼働に必要な電力

定格入力電圧・電流 : 単相・三相 AC100/200 V Hz ・ ( )A

入力電源 : ・ 充電器より分岐、 ・ 分電盤より主に分岐 定格消費電力 ( )W以下

適合配線仕様 : 電源( )、制御( )、長さ一限度( )m

電源SW : 有 ・ 無 ( )

課金方式 : ・ フェリカ等カード式、 ・ クレジットカード式、 ・ 電子マネー式、 ・ 現金課金式

課金表示 : (表示内容 )、つり銭対応 有 ・ 無

課金方式・機能に関する詳細の説明

(例) 認証方式や対応するインフラ会社名、受け入れ可能貨幣、つり銭機能、料金設定方法、データメモリー、充電時間対応、決済タイミング等について説明

[ ]

防盜装置 : 有 ・ 無 (ありの場合、仕様 : )

製品寿命 : ( )年 メーカー保証年数 : 設置後( )年

保守対応期限 : 製造中止後( )年 メンテナンス時期 : 設置後( )年から( )定期

防水性能 : IP ( ) 作動周囲温度 : -( )°C~( )°C 標高 : ( )m以下

設置方法 : 自立式 / 接続対象となる充電器の( ・ 内部 ・ 外部 )に取り付け。

重量 : ( )kg

充電器との標準接続時間 : ( )h/人 課金装置本体の標準設置時間 : ( )h/人

その他設置に関する内容についての特記事項 ( 例 : 工事施工会社を指定する場合はその理由等 )

[ ]





3. 給電器の販売について（消費税を除く）

本体価格 円

補助対象となる価格 円

販売もしくは受注開始予定日：平成27年 月 日予定

販売計画器数 台/月

4. 販売関連書類の準備状況

（完了項目に○、申請迄に完了していない場合は、完了予定時期を記入）

	装置仕様書		機器カタログ・パンフレット		取扱説明書
	設置要領書 （保守スペース・基礎寸法等）		納品書・銘版サンプル資料 （製造番号・型式表記方法等）		

その他資料

[ ]

5. オプション（補助対象外部分）

[ ]

以上